

市第 158 号議案

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を次のように変更する。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（平成22年 3 月 26 日議決）の一部を次のように変更する。

第 2 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「写し（その交付の請求者）」を「写し（その交付の請求を行うために郵便局に来局する者（以下「請求者」という。））」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 3 項中「平成25年 3 月 31 日まで（前項第 2 号に掲げる外国人登録原票記載事項証明書にあっては、平成24年 7 月 8 日まで）」を「平成26年 3 月 31 日まで」に改める。

提 案 理 由

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について取扱事務及び取扱期間を変更したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 5 項後段において準用する同条第 3 項の規定により提案する。

参 考

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（抜粋）

（上段 変更案）
（下段 現 行）

2 取扱事務

（第 1 号省略）

(2) 外国人登録原票記載事項証明書（その交付の請求を行うため
に郵便局に来局する者（以下「請求者」という。）に係る事項
のみが記載されているものに限り、当該登録原票が閉鎖されて
いるものを除く。）の交付（当該交付に係る手数料が免除され
るものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(2) 住民票の写し（その交付の請求を行うために郵便局に来局す
(3) 写し（その交付の請求者
る者（以下「請求者」という。）又は当該請求者と同一の世帯
に属する者に係る事項が記載されているものに限る。）及び住
民票記載事項証明書（その交付の請求者又は当該請求者と同一
の世帯に属する者に係る事項が記載されているものに限り、そ
の交付の請求者が提示した書面等に証明するものを除く。）の
交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請
求の受付及び引渡しに関する事務

(3) （本文省略）

(4)

(4) （本文省略）

(5)

3 取扱期間

平成 22 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで
平成 25 年 3 月 31 日まで（前項第 2 号に掲

げる外国人登録原票記載事項証明書にあっては、平成 24 年 7 月 8
日まで）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 4 項省略）

5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第 1 項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。